

会則（2022-2023 シーズン）

日野レッドドルフィンズサポーターズクラブ会則

第1章 総則

（名称）

第1条 本クラブは、日野レッドドルフィンズサポーターズクラブ(以下、本クラブという)と称します。

（目的）

第2条 本クラブは、日野自動車株式会社（以下、「当社」という）のスポーツ活動であるラグビー部を愛する者すべてが一体となり、応援活動を通じ日野レッドドルフィンズを支援することを目的とします。

第2章 事業

（本クラブの事業内容）

第3条 本クラブの目的を達成するために次の事業を行うものとします。

- （1）日野レッドドルフィンズの応援活動
- （2）本クラブの会員（以下、「会員」という）へのサービス活動
- （3）その他日野レッドドルフィンズの支援活動

第3章 会員

（入会・会員資格）

第4条 会員は、第2条の目的に賛同し、本会則に同意のうえ、本クラブが定める手続きを行うことにより、会員名簿に登録された者としてします。

（会員特典）

第5条 会員は、以下の特典（以下、「会員特典」という）を受けることができます。会員特典の内容の詳細は、別途本クラブが用意する会員向けのサイト（以下、「専用サイト」という）に掲載いたします。

- （1）当該シーズン毎の会員証の発行
- （2）各種イベント招待、記念グッズ等の贈呈
- （3）その他当該シーズンの特典

2. 会員特典の内容は、本クラブの都合により予告なく変更されることがあることを、会員

は、あらかじめ承諾します。

(申込)

第 6 条 会員になろうとする者は、本会則の全てに同意したうえで、別途本クラブが定める情報を届け出（以下、「届出事項」という）、別途本クラブが定める手続をとることにより、本クラブへの入会申込を行うものとします。

2. 本クラブは、別途本クラブが定める手続により本クラブへの入会申込を受け付け、以下の各号の条件に該当しないこと、および、本クラブが定める手続きがなされたことを確認したうえで、入会を承諾します。なお、本クラブの会員になろうとする者が、以下の各号のいずれかに該当するまたは該当する可能性があるとして本クラブが判断した場合には、入会を認めない場合があります、入会を認めた場合でもこれを取り消す場合があります。

- (1) 会員が本クラブに提出した届出事項に虚偽があること
- (2) 日本国内に居住していない、または国内郵便の配達が不可能であること
- (3) 過去に本クラブまたは当社が運営する他の団体から、退会等の処分を受けていること
- (4) 転売等営利目的で本クラブの特典を利用しようとしていること
- (5) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者である、および、資金や便宜を供与したり、不正の利益を図る目的で利用したりするなど、前掲の者と人的・資金的・経済的に深い関係にあること
- (6) その他前各号に準ずる事由がある等の理由により、本クラブが入会を認めることが不適切であること

3. 会員になろうとする者が未成年の場合には、親権者等の法定代理人の同意を必要とします。

(会員資格の有効期間および継続手続)

第 7 条 会員の資格の有効期間（以下、「有効期間」という）は、当該シーズン（2022 年 -2023 年は 2022 年 9 月 1 日から 2023 年 8 月 31 日までの期間をいう）において、本クラブが入会を承諾した日（以下、「入会日」という）から、当該シーズンの末日である 2023 年 8 月 31 日までとします。

2 前項に係わらず、当該シーズンの 6 月 30 日までに会員が本クラブに本クラブ所定の方法により退会届出を行った場合、当該届け出を受理した翌月末日をもって会員の資格は喪失するものとします。

3 以下の各号に定める場合を除き、翌シーズンも会員資格を取得する場合はご自身で更新手続きをしていただく必要があります。

- (1) 会員が 6 月 30 日までに本クラブ所定の方法により退会届出を行った場合
- (2) 会員から本クラブ所定の方法により更新期日内に更新手続きを行わなかった場合
- (3) 本クラブが定める期限内に年会費の入金がされなかった場合

(4) ドルフィンズクラブ会員が、2023 年 4 月 1 日時点で満 15 歳以上となる場合

(5) その他、本クラブが不適切と判断した場合

第 8 条 本クラブの会員種別ごとの

年会費（継続更新の場合の年会費も含む。以下、本会則において同じとする）は、以下の各号に定めるとおりとします。入会日の時期による年会費の減額等の措置は行いません。会員は、本クラブ所定の期限内に年会費を一括で支払うものとし、当該期限内に年会費が入金されなかった場合は、本クラブが入会を認めた場合でもこれを取り消す場合があります。

(1) プレミアムレッド会員 100,000 円（消費税を含む）

(2) ルビーレッド会員 30,000 円（消費税を含む）

(3) レッド会員 3,500 円（消費税を含む）

(4) ドルフィンズクラブ会員 1,000 円（消費税を含む）

（2023 年 3 月 31 日時点で満 15 歳以下の方限定）

2 年会費の支払方法は、会員の選択に応じて次のいずれかとします。

(1) クレジットカードによる決済

(2) 本クラブが指定するコンビニエンスストアでの現金決済

(3) イーコンテキストによる決済

2 一度入金された年会費は、退会・会員資格の喪失その他理由の如何に関わらずいかなる場合においても返却いたしません。

（退会）

第 9 条 会員は本クラブからの退会を希望する場合、本クラブ所定の方法により退会届出を行うものとします。

2. 本クラブは、会員から退会届出を受理したときには、退会手続を実施し、手続完了次第、会員に通知するものとします。

3. 本クラブを退会した場合は、退会后 1 年間が経過するまでは再入会することができません。

（届出事項の変更）

第 10 条 会員は、届出事項に変更があった場合、専用サイト内のフォームで、変更を届出するものとします。

なお、変更を届出いただかない場合、本クラブからの通知を受領できない、または本クラブの会員特典が受けられない（送付物の未着、延着等を含みます）等の不利益を被った場合であっても、本クラブは、一切の責任を負いません。（会員資格の喪失）

第 11 条 会員が以下の各号のいずれかに該当する場合、何らの通知・催告を要せずただちに会員の地位およびこれに基づく権利を自動的に喪失するものとします。なお、会員たる

地位を喪失したことより会員が損害を被った場合であっても、本クラブは、何ら損害賠償の責に任じません。

- (1) 会員が第 16 条各号のいずれかに該当した場合
- (2) 会員が第 6 条第 2 項各号のいずれかに該当した場合
- (3) 会員が届け出た連絡先に対する本クラブからの連絡が 2 年以上不達となった場合
- (4) その他、会員が本会則に違反した場合

(会員証)

第 12 条 本クラブは、会員に対し、会員資格を有することを証する会員証を交付します。

2. 会員証は、会員本人のみ利用できるものとします。
3. 会員は、会員証を他人に譲渡、貸与してはならないものとします。
4. 会員は、会員証を紛失した場合は、直ちに本クラブにその旨を通知するものとします。
その場合、本クラブは会員証を再発行するものとしますが、会員は当該再発行にかかる本クラブ所定の手数料を負担するものとします。

第 4 章 運 営

(事務局)

第 13 条 本クラブは日野自動車株式会社 日野レッドドルフィンズサポーターズクラブ事務局が運営するものとします。

(専用サイトの利用)

第 14 条 本クラブは、専用サイトを設置いたします。また、本クラブは、専用サイトを閲覧等するために必要となる ID およびパスワード（以下、総称して「ID 等」という）を発行することがあります。

2. 本クラブは、専用サイトに会員からの投稿を受け付ける掲示板その他のサイトを設置した場合には、そのテーマに則さない内容および第 16 条に該当する内容等、その他運営上不適当と判断した内容を、掲載停止または削除することがあります。
3. 会員は、専用サイトの利用および、その結果につき、自ら一切の責任を負うものとし、万一、本専用サイトの利用に関連し他の会員または第三者に対して損害を与えたものとして、当該会員または第三者から何らかの請求をされ、または訴訟が提起された場合、当該会員は、自らの費用と責任において当該請求または訴訟を解決するものとします。
4. 専用サイトは、以下の場合に、予告なく停止することがあります。
 - (1) システムの保守の場合
 - (2) 専用サイトに係る電気通信設備の保守、工事、障害等により電気通信設備の機能が停止したとき
 - (3) 火災・天災・停電・第三者による妨害行為等により専用サイトの提供が困難と本クラ

ブが判断した場合

(4) その他、やむを得ず本クラブが専用サイトの停止が必要と判断した場合

5. 本クラブは専用サイトの内容についてその正確性や真実性について責任を負いません。

(会員の義務)

第15条 会員は、本クラブから付与される会員証およびID等を自己の責任において管理するものとし、会員証およびID等を、第三者に貸与、転売、譲渡等してはならないものとします。

2. 会員が専用サイトを閲覧等するために必要となる機器類（コンピュータを含むがこれに限られません）、および通信回線接続に必要な契約の締結等、各種の準備行為およびそれらの維持管理、通信費用の支払は、会員自らの負担と責任において行うものとし、本クラブは、これらに関する責任を一切負いません。

(禁止事項)

第16条 会員は、次の各号に掲げる行為を行わないものとします。会員が次の各号のいずれかの行為を行った場合、本会則に基づく会員たる地位を喪失するものとします。また、本クラブまたは第三者が次の各号に掲げる行為により損害を被った場合には、会員は、当該損害を賠償するものとします。

(1) 本クラブ、当社、他の会員または第三者の財産権、プライバシー、その他の権利を侵害する行為、もしくは侵害する恐れのある行為

(2) 本クラブ、当社、他の会員または第三者の業務運営を妨げる行為、誹謗中傷する行為、公序良俗に反する行為、犯罪的行為、もしくはその恐れがある行為

(3) ID等を不正に使用する行為

(4) 本クラブ、当社の体面を傷つける行為

(5) 本クラブ、当社、他の会員または第三者に著しく迷惑をかける行為

(6) 会員特典を、営利目的をもって転売等する行為

(7) その他、本クラブの会員としての品位を欠き、不適切と判断する行為

第5章 雑 則

(著作権等)

第17条 本クラブが管理する記事および写真等のコンテンツ（専用サイト上のコンテンツを含む）の著作権は、本クラブ、当社または当社に対して著作権を許諾した情報提供者に帰属します。

2. 会員は、前項のコンテンツ、データ等を、私的利用の範囲内で使用することができますが、他の用途に使用しないものとします。

（個人情報の取扱い）

第 18 条 本クラブは、会員の個人情報を、以下の目的のためにのみ使用し、本クラブの管理のもと、その保護に万全を期するよう努めるものとします。

- （1）会員特典の付与・送付
- （2）本クラブに関する情報の提供
- （3）本クラブに関するアンケート調査実施
- （4）チーム活動及びサポーターズクラブ活動における商品の発送、関連するアフターサービス、新サービスの内容改善
- （5）会員からの問い合わせ対応
- （6）オリジナルグッズの販促活動
- （7）その他本会則に基づく義務の履行

2. 本クラブは、前項の目的のため、会員の個人情報を委託先に預託することがあります。この場合には、本クラブは、委託先に対し、個人情報の取り扱いに関して適切な監督を行い、前項の目的以外の利用および第三者への開示または提供をさせないものとします。

3. 会員は、本クラブが別途定める個人情報の取扱いの内容を理解し、本クラブが当該個人情報の取扱い（更新された場合には、更新後のものを指す。）に従って、会員の個人情報を取り扱うことについて同意するものとします。

（会則の変更）

第 19 条 本クラブは、合理的に必要な範囲内において、本会則の全部もしくは一部を変更、追加または廃止（以下、「変更等」という）することができるものとします。

2. 本会則の変更等に際して、本クラブは会員に対し、相当期間前までに専用サイトに掲載する方法により、変更等の内容および変更等の後の本会則の効力発生時期を通知することによって、周知を図るものとします。専用サイトへの掲載により、本会則の効力発生時期をもって本会則は、変更等されるものとします。

3. 本クラブおよび当社は、第 1 項による本会則の全部もしくは一部の変更等につき、何ら責任を負うものではありません。

（本クラブの閉会）

第 20 条 本クラブは、3 か月前までに会員に対して告知することにより、独自の裁量で本クラブを閉会し、会員に対するサービスの提供を中止することができます。

2. 本条の規定にもとづき本クラブが閉会された場合であっても、会員は、本クラブおよび当社に対し年会費の返還、損害賠償等の請求を一切行わないものとします。

（責任）

第 21 条 当社は、本クラブに関連して発生した会員の損害につき、当該損害が本クラブの責に帰すべき事由により発生した場合を除き、いかなる責任も負わないものとします。また、本クラブに関連して会員に生じた損害につき当社が損害賠償責任を負う場合、当社は、当社に故意または重過失が存する場合を除き、当該会員が直近の有効期間における年会費として支払った金銭の額を限度額として賠償責任を負うものとします。

(紛争の解決)

第 22 条 本クラブの運営および本会則に関する訴訟は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(適用時期)

第 24 条 この会則は、2022 年 9 月 1 日から適用されます。